

# 令和7・8年度佐賀東部水道企業団競争入札参加資格申請（送水管・配水管布設工事）における審査内容について

## 1 参加資格

- (1) 佐賀東部水道企業団競争入札参加資格申請提出要領（令和7・8年度）の資格要件に該当する者であること。
- (2) 建設業のうち「水道施設工事」の許可を受けていること。
- (3) 前号許可業種の経営事項審査を受けており、申請日時点で有効な総合評定値通知書を提出できること。
- (4) 日本水道協会が主催する「配水管工技能講習会（小口径）」を受講した「配水管技能者」を有していること。
- (5) 構成市町内に本店若しくは契約締結行為を委任した支店等を有していること。
- (6) 市区町村税及び国税を完納していること。

## 2 具体的な評定点の策定基準

### (1) 客観点

経営事項審査の建設業許可業種『水道施設工事』で許可権限者が算定した評点（経審点）に応じ、次のとおり加点する。

事項名	評価項目	評価期間	評価基準
客観的事項	総合評定値	最新の通知書	経営事項審査（全国基準）で、競争参加資格申請の直前に通知を受けた水道施設工事の総合評定値（P点）に0.5を乗じた点数（小数点以下の端数は切り捨て）

### (2) 主観点

#### ①工事成績1

評価期間（令和5年1月1日から令和6年12月31日まで）内に竣工した送水管・配水管布設工事及び水道管緊急修繕工事委託契約における修繕工事の請負額の平均額において、50万円ごとに3点ずつ加点した点数に0.6を乗じる。なお、点数に小数点以下の数字がある場合は、四捨五入する。

《例》 請負額の平均額が6,600,000円の場合

$$(6,600,000 \div 500,000) \times 3 \times 0.6 = 23.4 \text{ 点}$$

※四捨五入により、工事成績1の評定点は「23点」となる。

②工事成績 2

評価期間（令和 5 年 1 月 1 日から令和 6 年 12 月 31 日まで）内に竣工した送水管・配水管  
布設工事の年平均件数に、20 点を乗じた点数に 0.2 を乗じる。

《例》 配水管布設工事の年平均件数が 15 件の場合

$$(15 \times 20) \times 0.2 = 60 \text{ 点}$$

③工事成績 3

評価期間（令和 5 年 1 月 1 日から令和 6 年 12 月 31 日まで）内に竣工した送水管・配水管  
布設工事における工事評定の年平均点において、70 点を基準（加点 0 点）とし、工事評定  
1 点ごとに 10 点ずつ加（減）点した点数に 0.2 を乗じる。

《例》 配水管布設工事の年平均点が 92 点の場合

$$(92 - 70) \times 10 \times 0.2 = 44 \text{ 点}$$

④配水管技能者在籍者数に対する加点

配水管技能者 1 人あたり 10 点を加点する。

⑤配水用ポリエチレン管の施工講習受講者に対する加点

配水用ポリエチレンパイプシステム協会又は配水用ポリエチレン管取扱いメーカーの施工  
講習の受講者 1 人あたり 1 点を加点する。

※上限を 5 点とする。

⑥災害協定に基づき応急給水又は応援派遣業務に従事した業者への配慮

当該協定に基づく応急復旧、応急給水又は応援派遣業務に従事した業者に対し、10 点を加  
点する。なお、評価期間は①及び②の評価期間に準ずる。

⑦障がい者雇用（上限 10 点） 法定雇用達成 10 点加点

法定雇用の義務付け者以外のもので雇用があるもの 10 点加点

⑧社会貢献

評価期間（令和 5 年 1 月 1 日から令和 6 年 12 月 31 日まで）内に、構成市町内における  
清掃活動等の社会奉仕活動に法人として 2 人以上で参加した場合、1 回につき 3 点加点

⑨災害復旧工事受注

1 件につき 2 点加点（上限 10 点）

評価期間（令和 5 年 1 月 1 日から令和 6 年 12 月 31 日まで）内において、発注方式に  
関わらず、送水管・配水管布設工事の災害復旧工事を受注した案件

⑩指名停止による減点

過去2年間（評価期間は下表参照）において、指名停止処分を受けた業者については停止期間の月数に応じて減点する。

事項名	評価項目	評価期間	評価基準
主観的事項	指名停止	令和5年1月1日～令和6年12月31日まで	指名停止期間の月数（1月未満は切り上げ）に5点を乗じた点数を減点する。

**3 客観点及び主観点の合計額を評定点とする。**